

特集Ⅰ：第2回厚生政策セミナー「少子化時代を考える」

イギリスにおける親になることと家族生活

キャサリン・E・キアナン¹⁾

Ⅰ 序文

イギリス²⁾では大半の男女は、ある時期になると親になるというのが一般的である。しかし、最近のコホートでは、親や祖父母世代と比較して親になる年齢が遅くなってきている。法律婚の枠外で親になる人が増えているし、少数派ながら親となることを全面的に避ける人たちも増加している。表1から明確に見て取れるが、ヨーロッパ内でみると、イギリスはフランスと並んで、ここ20年間の合計特殊出生率が最も高い国の一つであり、1970年代半ば以降、多少の例外はあるものの、1.7から1.8の範囲で推移している。この間に、多くの欧州諸国の合計特殊出生率は1.5以下に落ち、南欧の中には1.2まで落ち込んだところさえある。これに対して、イギリスの出生力は底を打った1977年でさえ、合計特殊出生

表1 EU加盟諸国の合計特殊出生率（1960年～1995年）

国	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
オーストリア	2.69	2.70	2.29	1.82	1.62	1.46	1.46	1.39
ベルギー	2.56	2.62	2.25	1.74	1.68	1.51	1.62	1.54*
デンマーク	2.54	2.61	1.95	1.92	1.55	1.45	1.67	1.80
フィンランド	2.72	2.48	1.83	1.68	1.63	1.65	1.78	1.81
フランス	2.73	2.84	2.47	1.93	1.95	1.81	1.78	1.70
ドイツ	2.37	2.50	2.03	1.48	1.56	1.37	1.45	1.24*
ギリシャ	2.28	2.30	2.39	2.38	2.21	1.68	1.39	1.40
アイルランド	3.76	4.03	3.93	3.40	3.25	2.50	2.12	1.87*
イタリア	2.41	2.66	2.42	2.20	1.64	1.39	1.30	1.17
ルクセンブルグ	2.28	2.42	1.98	1.55	1.49	1.38	1.61	1.68
オランダ	3.12	3.04	2.57	1.66	1.60	1.51	1.62	1.53
ポルトガル	3.17	3.14	3.02	2.58	2.18	1.72	1.57	1.41
スペイン	2.86	2.94	2.90	2.80	2.20	1.63	1.34	1.18
スウェーデン	2.20	2.42	1.92	1.77	1.68	1.74	2.13	1.74
イギリス	2.71	2.87	2.45	1.81	1.90	1.79	1.83	1.71*
EU15カ国				1.96	1.82	1.59	1.56	1.43*

資料：Eurostat, *Demographic Statistics 1995*

* Eurostat 推計

1) ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス，社会政策学部リーダー（Reader in Social Policy and Demography, London School of Economics and Political Science）

2) 本文中の「ブリテン」はイングランド，ウェールズおよびスコットランドを含めたものを指し，「イギリス」はブリテンの範囲に北アイルランドを含めたものを指す。

率は1.66を持ちこたえていた。さらに、例えばスウェーデンでは1980年に1.68だった合計特殊出生率が1990年に2.13に上昇した後、1996年には1.61に落ちる（Council of Europe 1997）という揺れ戻しが見られたが、ブリテンにはそのような経験はなかった。

II 出生行動

1. 出生タイミング

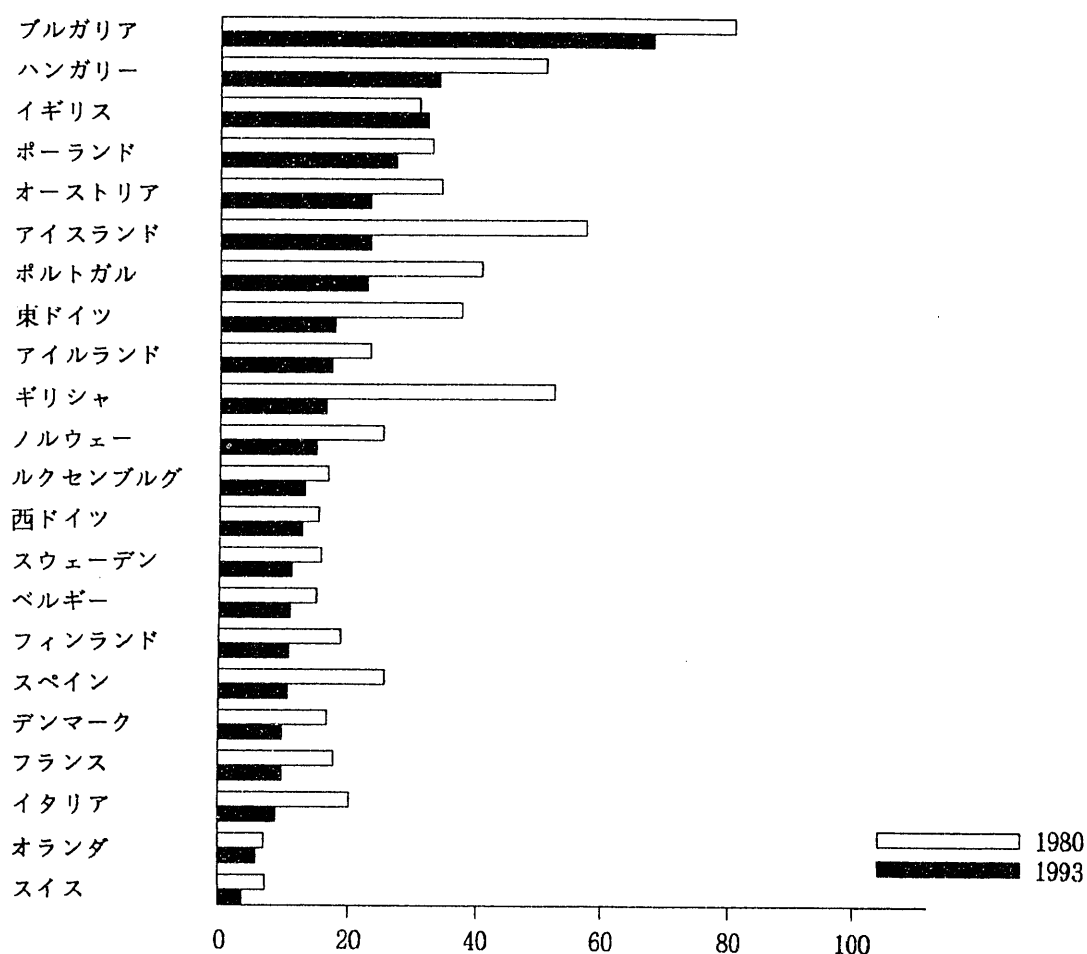
イギリスの合計特殊出生率が比較的高いのは、出生タイミングが関係している。1980年代以降のヨーロッパの出生力パターンの重要な特徴は、20歳代での出生率の低下と30歳代での上昇である（Craig 1992）。こうした動きに対し、ごく最近まで、イギリスでは高年齢出産への移行はヨーロッパの他のほとんどの国と比べて少なく、30歳代およびそれ以降の女性の出産が目に見えて増加したのはこの2、3年である。30歳以上の女性の出産は、1991年には出生数の31%だったが、1996年には41%になった。合計特殊出生率は1991年に1.82だったのが、1996年には1.74になった。この出生タイミングの変化が1991年以降に見られる合計特殊出生率の低下に大きく影響を及ぼしていると考えられる。また、イギリスは西欧では十代の出生率が最も高く、1980年代をとおして、これが一度も低下しなかった唯一の国である（図1参照）。若年齢層の出産がイギリスの比較的高い合計特殊出生率の維持に貢献しているといっても差し支えがない。極端な仮定ではあるが、十代の出産がまったくなかったと想定すると、イングランドとウェールズをあわせた合計特殊出生率は1981年に1.80ではなく1.65、1991年には1.82ではなく1.66、1996年には1.74ではなく1.59だったはずである。十代で母親になる女性は、そうでない女性よりも第2子、第3子を出産する可能性が高く、家族規模が大きくなる傾向がある（Kiernan 1995）。十代の出産がイギリスの高い出生力の維持に寄与しているとはいえ、このように早く親となることは子どもを養育していく上で問題も多い。十代で親になった場合、そうでない場合と比べて親となる前の教育や人的資本の蓄積が少なく、社会的に不利な立場になる可能性が高い。実際、若い親のかなりの割合が自分たちと子どもの暮らしを支えるのに公的福祉に依存している。イギリス政府は現在の十代の出生率は高すぎると見ており、十代の妊娠数を減らすべく対策をとろうとしている。しかし、出生タイミングだけがブリテンの比較的高い合計特殊出生率を説明するものではない。

2. 強い「ふたりっこ」志向

イギリスでは、子どもは二人ーふたりっこーへの選好が強い。これはさまざまな意識調査によっても示されているが、家族規模の分布をみればさらに明らかである。

表2からわかるように、1989年ユーロバロメーター調査（Eurobarometer Survey: European Commission 1991）では、イギリスの回答者の3分の2は、理想子ども数は二人であるとしている。また、他の欧州諸国の多くと比較して、イギリスでは「一人っ子は好ましい数ではない」と考えられている。ふたりっこを望ましいと考えているだけでなく、

図1 十代の出生率(‰)



Council of Europe : 1994
 率は1993年または最新のもの。

表2 理想子ども数別割合(%)及び平均理想子ども数:1989年

国	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均
ベルギー	5	18	52	21	3	2.01
デンマーク	3	9	65	20	4	2.13
ドイツ(西)	7	14	58	18	3	1.97
ギリシャ	2	13	42	33	11	2.42
スペイン	4	22	55	15	3	1.94
フランス	3	19	47	28	4	2.13
アイルランド	2	9	33	30	27	2.79
イタリア	2	9	61	24	4	2.2
ルクセンブルグ	3	21	56	19	3	1.99
オランダ	3	5	65	22	5	2.23
ポルトガル	3	21	55	16	4	2.01
イギリス	2	10	67	15	6	2.14
EU12カ国	4	14	57	21	4	2.1

資料: Commission of the European Communities, *Eurobarometer 32, 1990*.

表3 イングランドとウェールズにおける女子のコーホート別家族形成

誕生年	特定年齢時点における出生児数別女性割合 (%)											
	25歳				35歳				45歳			
	0	1	2	3+	0	1	2	3+	0	1	2	3+
1924	45	33	17	6	18	25	30	27	16	23	28	32
1929	45	31	17	7	17	22	30	31	15	20	29	36
1934	39	31	21	9	12	17	33	38	11	16	32	41
1939	35	28	24	13	12	14	36	38	11	13	36	40
1944	34	27	27	13	12	14	42	32	10	13	42	34
1949	40	25	25	10	15	14	43	27	13	13	43	30
1954	48	22	22	8	20	13	40	27				
1959	55	19	19	8	23	14	35	28				
1964	60	17	16	7								
1969	61	16	16	6								

資料：Armitage,B., & Babb,P., "Population Review:(4) Trends in Fertility",
Population Trends, No.84, 1996.

イギリスのカップルの大半は、その理想を実生活で実現している。表3は、コーホート別・年齢別の家族形成パターンを示したものである（Armitage and Babb 1996）。子どもを産まない女性の比率は、より若いコーホートの女性の間で増加していることは明らかである。また1940年代以降に生まれた女性の間では、子ども数が一人の女性の割合にあまり差がないことも明らかである。最も多い家族規模は子ども二人、ついで3人またはそれ以上である。Hobcraft（1996）は、1980年代の出生率が低下した期間にも、第1子を産んだ夫婦の86～88%が第2子も産んだと推定した。この割合は1960年代のベビーブーム期に第1子から第2子に進んだカップルの割合と類似している。全体でも、第1子を産んだ女性のおよそ80%は第2子を出産する。このように、イギリスでは子どもを一人もったカップルはもう一人産むことが規範となっている。しかし、少なくとも二人は子どもが欲しいという志向がなぜここまで強いのか、満足できる説明はされてこなかった。

以上のように、イギリスの出生率が比較的高いことの人口学的説明としては、出産年齢の若さと特にふたりっこ規範の強さが関わっている。つぎに、ブリテンにおける親になることの社会的、経済的、政策的文脈について考察しよう。

3. 親役割の男女差

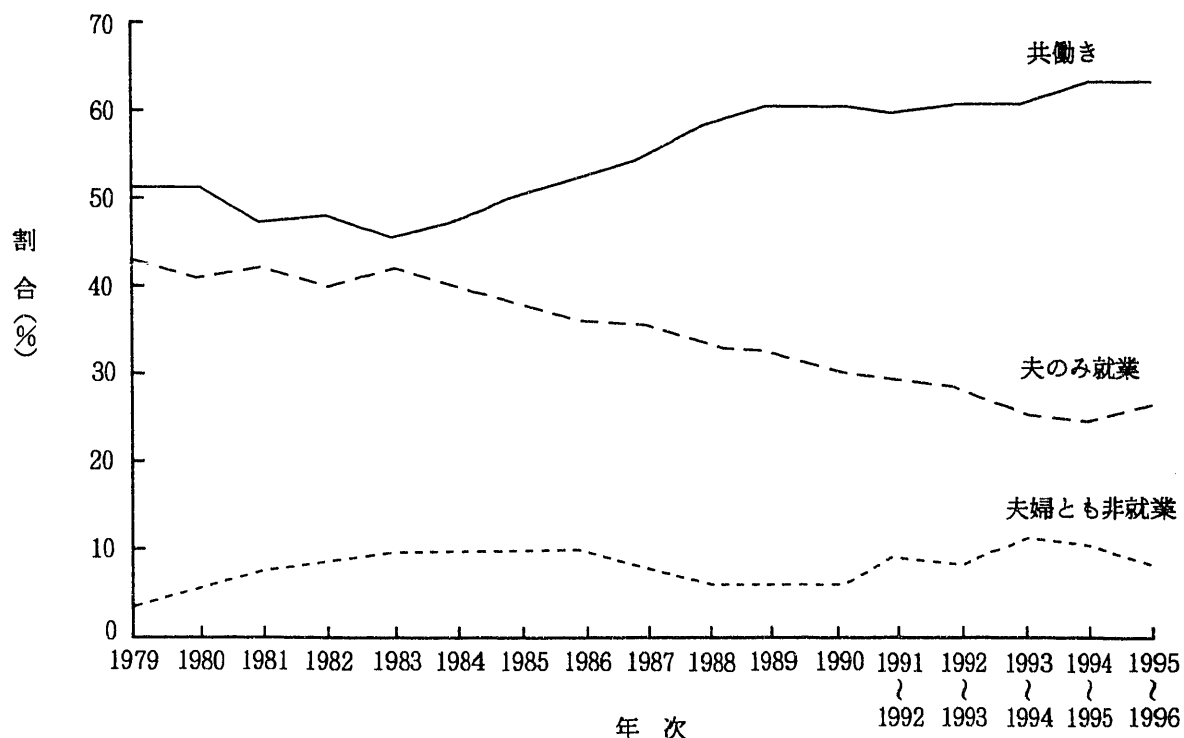
労働市場という公けの領域と家庭生活という私的な領域で、親になることの意味は男性と女性では大いに異なる。1950年代以降、ブリテンでは女性が結婚後も仕事を続けることは当たり前のことになった。しかし、子育ての期間も労働市場に参加しようとするのは最近の傾向であり、子どもがごく幼いときにも労働市場に参加しようという意欲が強まっているのはさらに最近の傾向である（McCran et al 1996）。母親は以前より出産後、短期間で労働市場に復帰する傾向があり、育児に専念するために長期間労働市場から退出する女性はますます少なくなっている。それでも年齢別労働力率の男女差は依然として続いている。男性の年齢別労働力率はアーチ型を描くのが大きな特徴である。学校を卒業して労働

市場に入るところで労働力率が上昇する。一度労働市場に参入すると、ほとんどの男性は（失業や病気を除けば）定年退職まで継続して働く。ところが女性の働き方は、出産・育児やその影響が主な原因となって、より多様である。父親にくらべて母親の労働市場参加率は低く、継続就業も少ない傾向がある。また、後でみるように、パートタイム雇用が多いようだ。

4. 共働き夫婦の増加

ブリテンでは、労働市場に参入し、結婚後も働き続け、子どもをもった後にも職場復帰する女性が増加している。このことは伝統的な「夫は外で働き、妻は家で家事・育児」というモデルが、かつてほど一般的ではないことを示している（図2参照）。実際、一家の就業パターンの顕著な変化として、男性のみの収入による家族の減少と、共働き家族の増加がある。生産年齢で、扶養する子どものいる夫婦世帯で、夫婦ともに働いているのは、1980年代初頭には約50%だったのに対し、1995/96年には62%に達した。これと対照的に夫一人が生計を支えている率は、1980年代の初めに約40%だったが1995/96年には26%に減少した。

図2 稼得者数別扶養する子どものいる既婚夫婦割合



5. 経済活動

イギリス労働市場構造の最近数十年間における基本的変化の一つは、女性の参加の増大、とくにパートタイムで働く人の増大である。1979年に16歳から59歳の女性で就労していた

のは59%だったが、1996年には67%にのぼった。その上1996年の16歳から59歳の労働力人口の44%は女性が占めていた。

イギリスの女性の就労パターンは、ほとんどが育児責任で説明される。表4に示されるように、5歳未満の子どものいる母親は幼児のいない母親と比べて雇用労働に従事する可能性が低い。さらに、5歳未満の子どものいる母親が雇用労働に従事している場合でも、それ以外の女性と比べてパートタイムで働いている傾向が強い。

表4 イギリスにおける末子の年齢別母親¹⁾の労働力状態：1996年春

労働力状態	末子の年齢			
	0～4歳	5～10歳	11～15歳	全母親 ¹⁾
全母親 ¹⁾ (百万人)	3.1 100%	2.2 100%	1.5 100%	6.8 100%
常勤	17	22	34	22
パートタイム	31	43	41	37
失業 ²⁾	5	5	4	5
現在は何もしていない	46	30	21	35

1) 16歳未満の子どものいる16歳から59歳の母親

2) ILOの基準による失業

資料：Office for National Statistics, *Labour Force Survey*

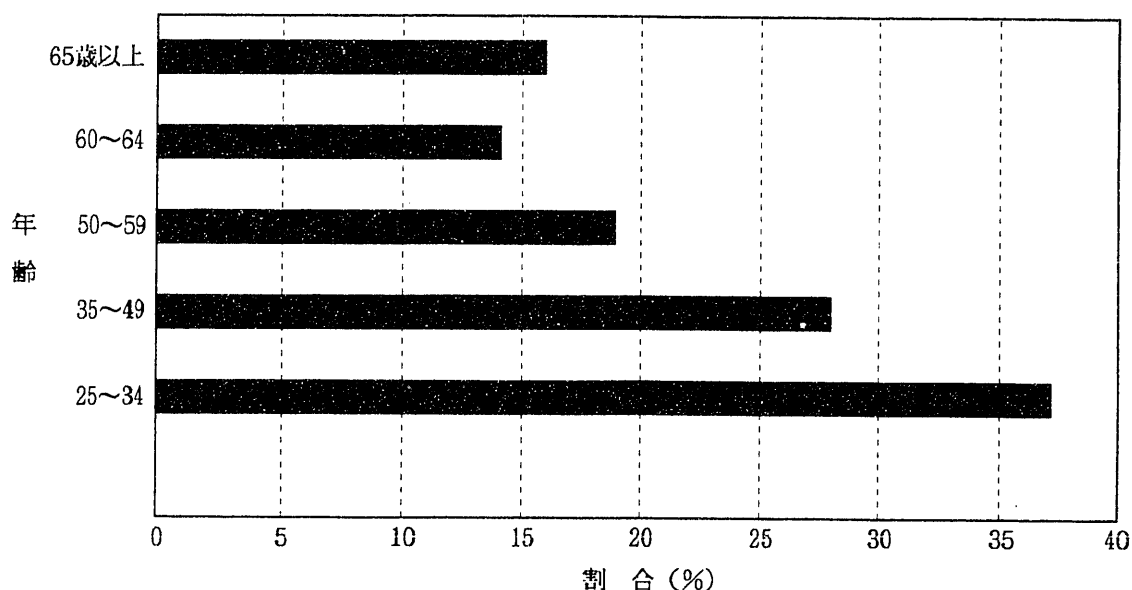
イギリスでは、母親の労働市場への参加を決定するのは、子ども数ではなく、末子年齢である。末子が成長し、とくにブリテンにおける義務教育の開始年である5歳になって学校に行くようになると、母親が給与所得を得ようとする傾向が強くなり、常勤で働くこともより多くなるようである。就学前の小さな子どもがいる女性は雇用労働力化することは少ないが、興味深いことに、この10年間で労働市場参入がもっとも進展したのはこの層であった。

6. 職場復帰の早期化

ブリテンの母親たちは第1子出産後、以前よりも早く仕事に復帰するようになってきている（図3参照）。たとえば1994年時点で60～64歳女性では、第1子出生後1年以内に職場復帰した女性は、わずか14%だった。それに対して、25～34歳女性では、37%が産後1年以内に職場復帰していた。

産後1年以内に就業を再開した女性の過半数（60%）は元の職場への復帰である。高学歴の人ほど同じ職場への復帰率が高いようで、高学歴の女性の70%が元の職場に復帰しているのに対して、低学歴の女性は50%程度である。復帰した理由としては、経済的理由をあげる女性が多い。半数以上の女性が、復職した理由として「生活に必要なものを買うためのお金を稼ぐため」、「特別の出費があるから」、または「一人の収入だけでは家族を養うのに十分ではないから」などをあげている。しかし、経済的なことばかりが仕事にもどる理由ではない。少なくとも4人に一人は「仕事が楽しいから」、「自分のキャリアを追求したいから」など、自己実現に関連した理由を述べている（Office of National Statistics

図3 イギリスで第1子出産後1年以内に仕事にもどった母親：1994～1995



1997)。

就職して所得を得ることは家族を扶養する主たる手段であり、生活をどのように営むかに決定的な役割を果たす。仕事領域と家族領域は、往々にして相互依存の関係にある。仕事は、家族と一緒に過ごす時間や、家での仕事、義務、責任を果たす時間を制限するという意味で、家族生活に大きな影響を与える可能性がある。逆に、家族への責任が労働市場への参加を制限する可能性もある。歴史的、文化的な理由を含めた多くの理由から、家族責任によって公けの分野への十分な参加に制約を受ける傾向は、男性より女性で強い。

1994/95年に雇用省が実施した「家族および勤労生活調査」(Family and Working Lives Survey)では、子どものいる夫婦に対して、子どもがいることで仕事に影響があるかをたずねた。母親の3分の2が影響があると回答したのに対して、父親ではわずか6人に一人だった。母親は勤務時間と仕事の種類に影響があったとし、10%は、昇進に取り残されたと明確に感じたと言った。父親も学校に子どもを送っていかなければならないことや家から離れた仕事ができないなど、何らかの制約があると述べていた。しかし、子どもをもつことの父親への影響は母親に比べてはるかに少なかった (Office of National Statistics 1997)。

7. 労働時間

他のEU諸国の男性と比べてイギリスの男性の労働時間はずっと長い(表5参照)が、女性の労働時間は平均以下である。しかも、同じ男性でも扶養すべき子どものいない人よりは、父親の方が平均して長時間働いている。たとえば、1996年の労働力調査(Labor Force Survey: 表6)をみると、子どものいない男性の週あたり平均勤労時間が43時間なのに対して、子どものいる男性の週あたり平均労働時間は47.1時間である。これは扶養

する子どもがいる父親はちょうど昇進のかかった重要な時期である（30歳代）か、子どもを養育するために余分にかかる費用を稼ぐために長時間働いているためと考えられる。女性の場合は逆で、子どものいない女性の労働時間が週平均34時間なのに対して、子どもがいる女性の労働時間は、週平均27時間と少ない。

表5 EU加盟諸国の週あたりの平均労働時間：1995年

国	男	女
オーストリア	39.1	34.5
ベルギー	38.3	32
デンマーク	36.8	31.9
フィンランド	38.2	35.7
フランス	39.7	34
ドイツ	39.3	32.6
ギリシャ	40.9	37.8
アイルランド	40.5	33.5
イタリア	39.5	34.6
ルクセンブルグ	40.5	33.6
オランダ	36.1	25
ポルトガル	42.6	37.8
スペイン	40.7	36
スウェーデン	40.1	34.1
イギリス	43.6	30.7
EU15カ国	40.1	32.8

資料：Eurostat, *Statistics in Focus*, 1996.

表6 イギリスにおける男女別、子の有無別週あたりの平均労働時間¹⁾：1996年春

労働力状態	扶養すべき子どもがいる		扶養すべき子どもがいない	
	男	女	男	女
常勤	47.9	41.0	45.9	41.2
パートタイム	19.8	18.1	16.0	17.7
就業者計	47.1	26.9	3.0	33.7

1) 男子16歳～64歳、女子16歳～59歳の就業者について、有給・無給に関わらず残業を含むが食事時間を除く。

資料：Office for National Statistics, *Labour Force Survey*.

Ⅲ 保育

就学前の子どものいる母親が職場復帰をする場合には、何らかの保育サービスを手配しなければならない。保育園に行きはじめても（普通は4歳から）、小学校に入学しても（5歳から義務教育）、学校の休暇中の対策や、就業時間と保育園や学校の時間帯（通常は9時～午後の3時ないし4時まで）とのズレという問題は残っている。加えて、国立の保育園に通う3～4歳児は、パートタイム方式でしか預かってもらえない場合が多い。

1. 保育サービスの供給

保育サービスの中央集権的、全国的システムをとっているスカンジナビア諸国とは対照的に、イギリスではいろいろな機関が保育サービスを提供する混合システムである。保育サービスの90%は政府による助成金なしである (Employment Committee 1995)。親たちは民間の保育サービスに依頼するか、雇用主から何らかの支援を受けるか (実際にはごくわずか)、親族の支援を活用するか (最も一般的)、働く時間を調整して、親の一方 (通常は母親) が家に居て子どもの面倒をみるようにしている。

1994年イギリス社会態度調査 (British Social Attitudes Survey) では、12歳以下の子どもがいる働く母親に、仕事に出ている間の子どもの世話をどのようにしているかをたずねた (Thompson 1995)。表7にあるように、働く母親のほとんどは、自分が仕事に出ている間、家族の他のメンバー (たいてい配偶者か親) に育児をしてもらっていた。就学前の子どもがいる場合、69%が家族の他のメンバーに頼んでいた。その他の保育手段として何が利用されるかは末子の年齢により異なっていた。就学前の子どもの場合、家族のメンバーの次に多いのが、チャイルド・マインダー (child minder) の利用だった。これは典型的には小さな子どもがいる母親が他の人の子どもを自宅であずかるというものである。チャイルド・マインダーのほとんどは地方自治体に登録されており、家の広さや設備など、一定の法的基準を達成しなければならない。学齢期の子どもがいる母親の場合、家族の他のメンバーについて多い方法は、母親の勤務時間を子どもの学校の時間だけに限るというものである。

表7 働く母親が利用している保育サービス

	計 (1994)	末子の年齢 (1994)	
		5歳以下	5～12歳
(夫・パートナーを含めた) 親族	62	69	57
子どもが学校に行っている間だけ働く	23	7	37
チャイルド・マインダーに預ける	15	25	7
母親が帰ってくるまで一人で遊ぶ	4	—	8
友人または近所の人が見てくれる	13	3	23
保育所に通わせる	6	14	—
母親のヘルパーまたは子守が来る	6	9	3
母親が在宅就業する	4	2	6
職場に託児所がある	2	2	1

資料: British Social Attitudes Survey 1994.

扶養する子どもがいる母親の雇用の増加は政府が何ら保育支援対策をしないうちに進化した。EUのほとんどの国では、少なくとも3歳以下の幼児に対する公的資金による保育教育を政策目標に掲げている。イギリスはアイルランド、ルクセンブルグ、オランダと並んで公的保育支援政策のない数少ない国の一つである (Hantrais and Letablier 1996)。イギリスでは政府の補助を受けて3歳以下の子どもの保育をしている割合は2%以下と非常に低い。公的資金による保育は困窮家庭に限定されており、それ以外の場合には育児は親の責任とみなされてきた。

保育サービスの利用可能性だけでなく、費用の問題もある。家計にとって保育費はかなりの負担になっている。いくつかの推計では、保育料を支払っている親の場合、最低でも母親の収入の25%が保育費用に消えている（Marsh and McKay 1993）。保育支出に対する税制上の控除はなく、実施すれば財政的に破綻しかねないため、今後実施される見通しもない。職場に託児施設を置いている雇用主には税制面で多少の優遇措置があるが、そのような施設は子ども300人に1人の割合でしかない（Employment Committee 1995）。

2. 産休・育児休業・病気の子どもの世話

労働党政権が誕生するまで、イギリスは産休、育児休業、労働時間、育児・保育の法定化に関するECの政策に反対していた。調印の際、イギリス政府はEU労働者の基本的社会権利憲章（Community Charter for the Fundamental Social Rights of Workers）と社会政策協定（Agreement on Social Policy）には署名をしなかった。1980年代と90年代をとおして、政府はパートタイム労働者の権利、育児休業、および国による保育の保障の導入は個人の生活を侵害し、雇用主に過大な負担を強いるとして、反対していた。1950年代から、仕事と家庭のバランスをどう取るのかは個人的問題であり、個々人で対処するか雇用主との交渉で決めるべき事項であると大筋では見なされてきたのである（Hantrais and Letablier 1996）。

1992年にECが妊娠した労働者への保障を採択した際、イギリスは加盟国で唯一、雇用されている女性に産休の権利がなかった。これは1995年に改定され、それ以降、母親のすべてに14週間の産休をとる法的権利が、さらに一定の要件を満たした人には18週間分の法定産休賃金をとる権利が付与された。下院の雇用委員会（Employment Committee 1995）が父親の産休をできれば有給で5日間認めるよう政府に答申したものの、今のところ、父親の産休についての法的権利はない。EU内の他の国には程度の差はあれ、父親と母親が雇用と育児の責任をともに果たせるための支援制度がいくつかある。出産後の育児休業は、両親が育児責任を分担するのを助けている。しかし、イギリスは、法律で制定された育児休業のないEU内3カ国の一つである。政府はこれまで、これは雇用者と従業員の交渉で決める事柄であるという姿勢をずっと貫いてきた。この他にEU内の数カ国で導入されている制度としては、家族休暇（Family Leave）がある。これは子どもが病気になって、通常の保育方法では対応できないときに短期間仕事を休めるようにするためのものである。これはまだ法的権利として確立していないが、労働組合会議（Trades Union Congress）は加盟単組に対して、年間5日の有給休暇を目標にして経営側と交渉するよう要請している。機会均等委員会（Equal Opportunities Commission）も、職場に電話がかかって急に呼び戻される親、主に母親を助けるだけでなく、そのような時に発生する雇用主と従業員の緊張関係を緩和するのにも役立つと、家族休暇を評価している。また、子どもの病気で従業員が事前の許可なく欠勤したり、自分の病気休暇を転用したりするのを防ぐことにも役立つかもしれない。

以上のように、出産・育児に関する休業制度は未整備である。しかし、母親に対する手

当の支給は数多い。その一つが児童手当で、給付額は一律だが、第1子には余計に経費がかかることから上乗せ分がある。これは通常16歳以下の子ども、あるいは16歳から18歳の全日制の学校に通学している子どものいる母親に支給され、税金はかからない。現在のブリテンでは、子どもがいることを理由にした税金控除はない。児童手当の他に、子どもを育てたり、障害のある成人を世話したりする責任のある女性は、そのために労働市場から離れていた年数分の年金が最高20年まで供与される「家庭責任のための保全措置」(Home Responsibilities Protection)を受けられる。

IV 男女の役割分担

イギリスでは退職年齢未満の男女の大半は、労働市場に参加し、一家の所得獲得に貢献している。しかし、結局のところ男性が主な家計の担い手であるべきだという考えは依然として強い。

1. 「男は仕事－女は家庭」モデル

1991年のイギリス社会態度調査で、「夫の仕事はお金を稼ぐこと、妻の仕事は家と家族の面倒をみること」という考えに賛成するかしないかという質問がなされた (Kiernan 1992)。表8にあるように、こうした考えに反対するのは女性の方に多いものの、女性の中でも依然として少数派である。男女とも3人に1人は、「男は外で、女は家で」の伝統型に賛成しており、4人に1人は中立である。この中立の内容が、「どちらともいえない」のか、「はっきりしない」のか、「関心がない」のかは明らかでない。過去の調査結果と比較して、伝統的性別役割分業観に反対する男女が増えていることを支持する強力な証拠はない。1984年と1987年には伝統的性別役割分業観に反対していたのは3人に1人であったが、1991年には男女の44%が反対だった。

表8 性別役割分業モデルに対する考え方 (%)

「男性の役割は家計を支え、女性の役割は家事・育児」という考えに	計	男	女
全く賛成/賛成	33	35	31
どちらともいえない	21	23	20
全く反対/反対	44	41	47

資料: *British Social Attitudes Survey 1991*.

しかし、平均的な全体図というのは往々にして部分集団間の大きな差異を隠してしまう。表9をみると明確にわかるように、年齢の若い層および高学歴者で伝統的役割分担を否定する傾向が強い。女性の方が反対する率が少し高いが、一つの例外をのぞいてどの年齢層の男女間の回答の差も大まかには類似している。55歳以下の女性と45歳以下の男性は年長者よりも非伝統的である。18歳以上で教育を修了した高学歴者では18歳までに教育を修了

表9 年齢別, 学歴別, 妻の雇用形態別, 伝統的性
役割分業に対する考え方

	「男性の役割は家計を支え, 女性 の役割は家事・育児」という考え に「全く反対」「反対」の割合	
	男	女
計	41%	47%
年齢		
18～34	65	68
35～44	54	54
45～54	30	53
55～59	29	31
60歳以上	13	19
最終学歴		
学位取得／専門職	53	63
A'レベル	57	61
O'レベル／CSE	34	54
その他／なし	28	32
夫就業かつ		
妻常勤	58	72
妻パートタイム	49	45
妻非就業	33	40

資料: British Social Attitudes Survey 1991.

した層に比べて, 反対意見をもつ人の割合が2, 3倍も多い。

2. 女性の就業と家族ライフサイクル

すでに見たように, 女性の就業パターンの大部分は育児責任によって説明できる。5歳以下の子どもがいる母親は乳幼児のいない母親と比べて就業している率のはるかに少ない。乳幼児のいる母親が外で働いている場合は, 他の女性と比べてパートタイム就業のはるかに多い。

表10では, 結婚してから子どもが生まれるまで, 就学前の子どもがいる間, 末子就学後, 子どもたちが家を巣立った後, というライフサイクルの各段階で, 女性が就業することについて, どのように考えているかをみることができる。質問は各段階で女性が常勤で働くべきか, パートタイムで働くべきか, あるいはこのような時期には家にいるべきかという

表10 家族のライフサイクルの段階別にみた「女性も
働くべきだ」と考える人の割合

家族のライフサイクルの段階	常勤	パートタイム
結婚後・子どもが生まれる前	82%	7%
就学前の子どもがいる間	5	33
末子が通学を始めた時	21	63
子どもたちが家を巣立っていった後	72	14

資料: British Social Attitudes Survey 1991.

ものだった。

表10をみてもわかるように、一般的なのは、女性は子育てが始まるまでと子育て時期がすんだら常勤で働くことがよいというものである。しかし、子どもがいるとなると態度は変わる。学齢児の母親も常勤で働くのがよいと考えているのは5人に一人と少数派である。さらに、就学前の子どもがいる場合には常勤で働くべきではないというのは、ほぼ全員が合意する意見である。

3. 家事分担

ブリテンでもヨーロッパのほとんどの国でも、ここ10年で男女の役割についてより平等な方向にむけた明確な変化があった (Kiernan 1996)。家庭領域では、役割分担は単純に夫婦の個人的な話し合いの問題であると考えられるが、このような変化を受けて、最近では夫婦の家事分担が進んでいるのであろうか。夫婦世帯で妻が勤めていないかパート勤務をしているような場合、世帯の効率を最大限に高める意味からも妻が家事に専念する方が論理的だと思われる。同じ論理で、専業主婦はパート勤務の主婦に比べて家事を多くしていると考えられる。しかし、夫婦ともに常勤で働いている世帯では、片方の勤務時間がはるかに長いという場合を除いて、家事労働の分担が進んでいるのではないかと推察される。そこで、妻の雇用形態によって家庭内分業がどのように異なるかの検討を行うことにする。

1991年のイギリス社会態度調査では、世帯で「一般的な家事責任を主に担っている」のは誰かという質問がなされた (表11)。夫婦世帯 (同棲も含め) では、76%が女性の方だと回答し、19%が平等に分担していると回答した。男性の方が平等に分担していると回答する傾向があり、男性の23%がそう答えたのに対して、女性は15%だった。このくいちがいの理由はいろいろ考えられる。たとえば単に、家族の誰がどのように家事をしているかわかっていないから、あるいは、誰が何をするとか、誰が何をすべきだといった紋切り型の考えに染まってしまっているから、などである。表11には雇用形態による回答の差も示されている。

表11 夫婦の雇用形態別家事責任の分担

(%)

家事責任の分担	夫就業 妻常勤	夫就業 妻パートタイム	夫就業 妻非就業	その他
主として妻	67	83	89	66
平等に分担	24	13	6	21

資料: British Social Attitudes Survey 1991.

夫婦ともフルタイムで働いている世帯ではその他の世帯よりは家事責任の分担が進んでいるようだが、平等に分担していると答えたのは4世帯に1世帯にすぎず、状況は平等というには程遠いのが実態である。しかし、1987年の調査では、この比率はわずか5世帯に1世帯であったので、共働き世帯で家事責任を分担している人の割合が増加しているきざしはある (Witherspoon 1988)。妻がパートタイム勤務をしている世帯の場合、夫の家事

分担量は、妻がフルタイム勤務をしている世帯と専業主婦の世帯の間である。「その他」の世帯の大半は定年退職者の世帯で、3分の2は片方が60歳以上の世帯である。この世帯での家事分担もフルタイム共働き夫婦と同じパターンを示している。

4. 家事の担い手は誰か

1991年のイギリス社会態度調査では、同棲を除く夫婦世帯での個々の家事分担についての質問もなされている。表12から、1991年の時点で、夫は家にあるものの修繕、妻は炊事・掃除・洗濯を担当する傾向が見られた。皿洗い、家計管理などは両性が担っていた。個々の家事分担についての変化のペースは、この調査項目が加えられた1980年代初めからほとんど変化していない。

1991年の調査で、夫がフルタイム勤務の世帯を妻の就業形態別にさらに詳しくみると、家族生活の中身が浮かび上がってくる。表12から、妻がフルタイム勤務をしている世帯で

表12 夫が就業している場合の家事の具体的な内容別の責任分担 (%)

家事の内容	全世帯	妻常勤	妻パートタイム	妻非就業
買い物	100	100	100	100
主として夫	8	4	5	5
主として妻	45	42	51	57
平等に分担	47	53	44	37
夕食の準備	100	100	100	100
主として夫	9	7	5	3
主として妻	70	60	75	81
平等に分担	20	32	20	16
夕食の後片付け	100	100	100	100
主として夫	28	28	20	18
主として妻	33	24	41	37
平等に分担	37	46	38	42
掃除	100	100	100	100
主として夫	4	5	—	—
主として妻	68	63	82	82
平等に分担	27	30	18	17
洗濯・アイロンがけ	100	100	100	100
主として夫	3	3	—	1
主として妻	84	78	91	91
平等に分担	12	17	9	8
家の修繕	100	100	100	100
主として夫	82	84	85	81
主として妻	6	3	7	8
平等に分担	10	10	8	10
家計管理	100	100	100	100
主として夫	31	27	29	40
主として妻	40	44	41	36
平等に分担	28	28	30	23

資料：British Social Attitudes Survey 1991.

は、夫が実質的にあらゆる家事をより分担し、家事に参加している姿が見てとれる。妻がパート勤務をしている世帯での夫の家事分担は、妻がフルタイム勤務の場合と専業主婦の場合の間であると予測されたが、結果としては、専業主婦世帯の実態に近かった。これはパートといっても、週あたり労働時間にかなりの幅があることが関係しているのかもしれない。勤務時間が少ない人はその分だけ家事に時間を充当することができる。就業している女性としていない女性では家庭生活の重要な違いが一点みられる。それは家計管理という点である。妻に全く所得の無い場合、夫が家計管理責任をもつことがより多い。パート勤務でもフルタイム勤務でも、家計管理を誰がおこなうかについての回答が類似していることから、女性の家計管理に対する影響力は、所得の金額の多寡ではなく、所得があるかないかによることを示唆していると考えられる。

ヨーロッパ諸国の調査データをみると、多くの場合、父親にとっては日常の家事よりも子どもの面倒をみる方が一般的である (Kempeneers and Lelievre 1992)。表13にあるように、ブリテンでは、父親の3人に1人が「子どもが病気の時に妻と同様に世話をした」と回答しているが、この数字は共働き家庭では2人に1人に上昇する。「子どものしつけ」については、大半の家庭で分担していると回答している (Kiernan 1992)。

表13 夫が就業している場合の子どもの世話としつけの分担

(%)

子どもの世話としつけ	全世帯	妻常勤	妻パートタイム	妻非就業
子どもが病気になった時に世話をしますか。	100	100	100	100
主として夫	1	3	2	—
主として妻	60	44	51	80
平等に分担	39	52	48	20
子どものしつけをしますか。	100	100	100	100
主として夫	9	13	9	9
主として妻	17	13	15	22
平等に分担	73	74	76	70

資料：British Social Attitudes Survey 1991.

V 家庭生活に対する態度

ブリテンでは家族構造にはいくらか変化が生じているかもしれないが、家族が依然として人々の生活の中で重要な部分を占めていることは注目に値する。育児に親族、とくに子どもの祖父母が重要な役割を果たしていることについてはすでに言及したが、表14の回答から、育児以外の領域でも家族の絆が重要であることがわかる。「家族よりは友人と時間を一緒に過ごす方がいい」と回答したのは13%しかいないし、「家族よりも友人の方が重要」と思うと回答したのは7%にすぎない。さらに、親は「子どもが成人になっても続けて援助するつもり」と考えており、家族を扶助の源泉とみなしている。このことから、イギリス国民の生活の中で、家族は今も中心に据えられていることがわかる。

表14 家族についての考え方¹⁾：1995年

(%)

	全く賛成・ 賛成	どちらとも いえない 反対	全く反対	分からない/ 無回答	計
家族よりも友人と一緒に過ごす	13	23	59	5	100
家族よりも友人の方が全般的に 大切	7	12	76	4	100
大人になって家を出たら親を頼 るべきではない	12	13	72	3	100

1) 18歳以上の人に各質問について「全く賛成」から「全く反対」までの5点尺度による回答を求めた。

VI むすび

以上見てきたように、イギリスでは、国の支援がないにも関わらず、働く母親は増加し続けている。ただし、乳幼児がいる間は労働市場から一時的に引退し、保育サービスを自分自身で手配した上で、パートタイマーとして再就職する傾向にある。この場合、夫が家にいる間だけ働くか、子どもの祖父母に預けるといった家族内保育の形態が一般的である。このような状況ではパートタイム労働が最も現実的な解決法だが、これは昇進、社会保障の権利、労働年金受給資格に影響してくる。国際的な大企業、公的機関などを中心に、育児休業制度、ジョブシェアリング、パートタイム勤務、職場内託児所などの制度を設けている職場もあるが、社会全体としての公的育児支援制度の不足を埋めるには不十分である。

さらに就業意欲に関する最近の研究成果によると (Thompson 1995)、母親が就業するかしないかは、必ずしも育児に対する公的支援の有無が関係しているのではなく、母親または勤労者として自分が果たす役割についての価値観にもとづく社会的選択であるという議論がある。イギリスの家族は、フルタイムで働きながら子育てをする際に生じるストレスを避け、家庭責任と雇用労働を両立できるパートタイム労働を強く選好するという、仕事と家庭生活を両立させる現実的な解決法にたどりついた。一般的に言って、イギリスの女性は、ひとたび母親になった後は、まず母親であることが重要であり、勤労者はその次に重要な側面に過ぎない、という姿勢をもちつづけている。それが比較的高い出生率を支えている重要な要因だと思われる。

参考文献

- Armitage, B. and Babb, P. (1996), "Population Review : (4) Trends in Fertility", *Population Trends* No. 84, London, HMSO.
- Craig, J. (1992), "Recent Fertility Trends in Europe", *Population Trends* No. 68, London, HMSO.
- Council of Europe (1997), *Recent Demographic Developments in Europe 1997*, Strasbourg, Council of Europe.
- Employment Committee Session (1994-1995), *First Report : Mothers in Employment Volume 1 : Report and Proceedings of the Committee*, (House of Commons Papers 1994-5), London, HMSO.
- Eurostat (1996), *Statistics in Focus*, Luxembourg, Eurostat.
- Eurostat (1996), *Demographic Statistics*, Luxembourg, Eurostat.
- Hantrais, L. and Letablier, M-T (1996), *Families and Family Policies in Europe*, London, Longman.
- Hobcraft, J. (1992), "Fertility in England and Wales : a Fifty Year Perspective" *Population Trends*, No. 50, London, HMSO.
- Kempeneers, M. and Lelievre, E. (1992), *Employment and Family in the European Community*, Brussels, Commission of the European Communities.
- Kiernan, K. (1992), "Men and Women at Work and Home", Jowell, R. et al. (eds.), *British Social Attitudes : the 9th Report*, Aldershot, Dartmouth.
- Kiernan, K. (1995), "Transition to Parenthood : Young Mothers, Young Fathers: Associated Factors and Later Life Experiences", *LSE-STICERD Discussion Paper*, No. 113.
- Kiernan, K. (1996), "Partnership Behavior in Europe : Recent Trends and Issues", Coleman, D. (ed.), *Europe's Population*, Oxford University Press.
- Marsh, A. and McKay, S. (1993), "Families, Work and the Use of Childcare", *Employment Gazette* No. 101.
- McCran, S., Joshi, H., and Dex, S. (1996), "Employment after Childbearing", *Work, Employment and Society*, Vol.10.
- Office for National Statistics (1997), *Social Focus on Families*, London, The Stationery Office.
- Thompson, K. (1995), "Working Mothers: Choice or Circumstance", Jowell, R. et al. (eds.), *British Social Attitudes : the 12th Report*, Aldershot, Dartmouth.
- Witherspoon, S. (1988), "Interim Report: A Women's Work", Jowell, R. et al. (eds.), *British Social Attitudes : the 5th Report*, Aldershot, Gower.